

釧路市高性能林業機械導入・木材加工流通施設等整備支援事業費補助金申請の取扱

(最終改正：令和8年4月1日)

釧路市高性能林業機械導入・木材加工流通施設等整備支援事業に係る補助金交付申請の取扱いについては、高性能林業機械導入・木材加工流通施設等整備支援事業補助金交付要綱（令和3年4月1日付。以下「交付要綱」という。）によるほか、この取扱いによるものとする。

第1 事業の内容

交付要綱第2別表に定める補助対象とする事業の内容の取扱いは、以下のとおりとする。

1 事業種目

(1) 「①高性能林業機械」について

持続可能な森林整備を推進し、間伐材等の生産や地域の木材安定供給および利用促進に資するものであって、利用計画等から見て適切なものとする。

・導入機械の例

造林保育型：下刈り作業車、その他

素材生産型：ハーベスター、プロセッサ、フェラーバンチャ、フォワーダ、フォーク収納型グラップルバケット等の高性能林業機械及びアタッチメントなど。

(2) 「②木材加工機械・設備」について

木材加工生産能力の増加、生産コストの削減、高付加価値化などにより地域の木材安定供給および利用促進に資するものであって、利用計画等から見て適切なものとする。

(想定例：木材製材機械装置、集成材加工機械装置、合単板加工機械設備、プレカット加工機械設備、チップ加工機械設備における木材乾燥機、選別機、チップパーなど。)

(3) 共通事項

① (1)(2)により導入する機械設備等は新品のものとする。

② 機械設備等の運転操作等に資格が必要な場合は、操作資格を保有している又は保有している従事者が在籍している、又は年度内に当該資格を取得見込みであることとする。

③ 第4で定める事業計画時の事前評価において、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上となるものであることを採択要件とする。

2 補助対象経費

補助対象経費となる「高性能林業機械の導入に要する費用」及び「木材加工用の機械設備の導入に要する費用」は、機械購入費、附属機械器具購入着及び事業雑費（運送料（現地着価格で購入する場合を除く）及び定置式機械の据付料、車両購入に伴う自動車重量税、自動

車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料)とする。

なお、建築物建築費および構築物設置費、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

3 補助率

算出した補助金に1,000円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

第2 事業主体

交付要綱第3に定める事業主体の取扱いは、以下のとおりとする

- 1 「釧路市内で木材加工業を1年以上操業している木材加工業者(主たる事業が木材加工業であるもの)」は、法人登記・定款及び決算書類による売上の割合及びその他事業の内容を示す書類により確認するものとする。
- 2 市税の滞納が無いことの確認は、納税証明書(3か月以内に発行のもの)により行うものとする。

第3 補助金交付申請

- 1 交付要綱第4の1に定める事業計画書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、国又は道の補助金の交付を受ける場合には、必要に応じて各補助制度に基づく様式を添付するものとする。

(1) 納税証明書

(2) 導入する機械等の操作に必要な資格を証する者の写し

(3) 導入しようとする機械設備等の概要を示す資料(パンフレット等)

(4) (3)に係る経費の内訳が明記されている見積書等の写し

(5) 事業実施の翌年度の事業量が確保されていることを証明する書類の写し(森林経営計画、契約書等)

(6) その他参考となる書類

- 2 交付要綱第4の2に定める交付決定にあたっては、2者以上の交付決定となった場合でその合計金額が予算の範囲を超えるときは、算出した補助金額に基づき按分した金額を補助金の交付決定額とする。

- 3 事業計画における機械・設備等導入にあたっては、計画に示された目標の達成に資するものとし、次の事項に留意する。

(1) 利用計画、収支計画からみて、事業の実施効果の発現が十分に見込める者であること。

(2) 適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当てが明確となっており、原価計算が妥当であるなど当該計画が確実に実行されるものであること。

(3) 木材処理加工施設については、原木の調達先及び製品の販路が明確になっており、

継続的に確保されると認められること。

- (4) 過剰と見られるような施設整備を排除し、徹底した事業費の低減を図るものとし、必要と認められるものであること。
- (5) 事業計画作成時に、第4に定める事前評価を実施し、要件を満たすものであること。

第4 事業計画の事前評価及び事後評価

より効果的な事業の執行を図り、申請時から事業完了に至るまでの実施過程の透明性及び客観性を確保するため、交付要綱第4の1に定める事業計画等をふまえ、次のとおり事業評価を実施するものとする。

なお、費用対効果の算定にあたっては、別に定める「釧路市林業・木材産業振興対策事業補助金に係る費用対効果算定指針」に基づくものとする。

1 事前評価

新規採択段階において、費用対効果分析結果表（別紙第9号様式）により費用対効果分析等による事業効果の測定を行い、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上となることを採択要件とする。当該費用対効果分析結果表は、申請時の事業計画書（別記第2号様式）に添付するものとする。

2 事後評価

事業完了後、事業効果についての評価をおこなうとともに、翌年度以降は、補助交付決定者が毎年度評価を行い、その評価結果を別記第9号様式に記載した上で、交付要綱第10に定める稼働状況報告（別記第8号様式）に添付するものとする。

第5 交付決定前着手届

交付要綱第6に定める交付決定前着手の際に申請者が市長へ届出を行う様式は、別記第10号様式とする。

第6 実績報告

交付要綱第7の実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。ただし、国又は道の補助金の交付を受ける場合には、必要に応じて各補助制度に基づく様式を添付するものとする。

- 1 領収書等の写し、及び機械等の仕様等が確認できる書類の写し
- 2 補助金交付の対象となる機械設備等の写真
- 3 その他導入を確認するために参考となる書類